特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０９４号

東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内

清算株式会社　妻神工業株式会社

代表清算人　天間　敏幸

1　決定年月日　令和７年11月18日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００２号

長野県千曲市大字鋳物師屋150番地

清算株式会社　株式会社ＭＪ

代表清算人　森川　潤一

1　決定年月日　令和７年11月19日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

長野地方裁判所上田支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号

富山市掛尾町500番地

清算株式会社　ＴＣＳ株式会社

1　決定年月日　令和７年11月19日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

富山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号

富山市掛尾町500番地

清算株式会社　株式会社ＴＲＳ

1　決定年月日　令和７年11月19日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

富山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００５号

千葉県大網白里市四天木乙2827番地21

清算株式会社　株式会社大網白里ショッピングセンター

代表清算人　安川　博章

1　決定年月日　令和７年11月19日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、協定債権者イオンリテール株式会社及び協定債権者山岸健一の両名を除く別紙記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権額の37.2％の金員（１円未満は切捨て）について、本件協定認可決定確定日から１か月以内に弁済する。

2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4　協定債権者イオンリテール株式会社及び協定債権者山岸健一は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、いずれもその債務を全部免除する。

5　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価費用及び弁済に必要な費用を上回る換価代金が得られた場合には、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

以上

千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０６８号

東京都千代田区神田美土代町７番地

清算株式会社　株式会社ＡＩＲ　ＢＩＯＳ

代表清算人　鬼原　正博

1　決定年月日　令和７年11月18日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。

2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号

広島県福山市水呑町2500番地１

清算株式会社　株式会社ミノミ商事

代表清算人　上田　茂則

1　決定年月日　令和７年11月18日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、協定債権者上田茂則及び同上田茂樹を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。なお本件協定債権者は下記弁済表のとおり。）に対し、協定債権のうち、令和７年７月９日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の元本の1.544679828％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込み送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息及び遅延損害金を含む。）から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4　協定債権者上田茂則及び同上田茂樹は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。

5　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の元本の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（弁済表省略）

以上

広島地方裁判所福山支部

令和７年（ヒ）第１０３号

本店所在地　高知市升形１番17号藤林ビル３階東

清算株式会社　株式会社トシオ商店

代表清算人　武内　良平

1　決定年月日　令和７年11月18日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権は、株式会社四国銀行、高知県信用保証協会、株式会社商工組合中央金庫、及び株式会社日本政策金融公庫（以下、「各協定債権者」という。）が清算株式会社株式会社トシオ商店（以下、「清算株式会社」という。）に有する債権である。

2　清算株式会社が各協定債権者に対して支払う弁済金は、清算株式会社の保有する現預金から今後の清算手続きの遂行のために必要となる費用、清算人報酬、清算株式会社が支払い義務のある税金を控除した残金をいう（以下、「本件弁済金」という。）。

3　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１か月以内に、本件弁済金を各協定債権者が有する債権について令和７年８月25日時点における元金の割合に応じて支払う。割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。

なお、令和７年８月25日時点の各協定債権の元金及び元金割合は別紙２の表のとおりである（なお、元金割合は各協定債権の元金を協定債権総額で割り、小数点第２以下を四捨五入で算出したもの。）。